



山形県公報

平成24年11月9日(金)
第2393号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……1275
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……1276
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……1277
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……1278
- 同……………(同) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……1279
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(同) ……同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区連合の役員の就任の届出……………(同) ……1280
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……1281
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1052号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日       |
|---------------------|--------------------|-------------|
| あ き ほ 薬 局           | 酒田市大宮町一丁目4番地の14    | 平成24. 10. 1 |
| 寒 河 江 東 調 剤 快 晴 薬 局 | 寒河江市大字日田字五反202番地の2 | 同           |
| 天 童 駅 西 調 剤 快 晴 薬 局 | 天童市駅西二丁目8番30号      | 同           |
| 快 晴 薬 局 東 根 店       | 東根市温泉町三丁目3番12号     | 同           |

**山形県告示第1053号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地         | 廃止年月日       |
|---------------------|--------------------|-------------|
| あ き ほ 薬 局           | 酒田市大宮町一丁目4番地の14    | 平成24. 9. 30 |
| 寒 河 江 東 調 剤 快 晴 薬 局 | 寒河江市大字日田字五反202番地の2 | 同           |
| 天 童 駅 西 調 剤 快 晴 薬 局 | 天童市駅西二丁目8番30号      | 同           |
| 快 晴 薬 局 東 根 店       | 東根市温泉町三丁目3番12号     | 同           |

**山形県告示第1054号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|-----------------------------|---------|--------------|
| 有限会社アドバンビル         | ホームヘルプサービス 日和<br>新庄市本町4番33号 | 訪 問 介 護 | 平成24. 10. 30 |
| 有限会社アドバンビル         | デイサロン 日和<br>新庄市本町4番33号      | 通 所 介 護 | 同            |

**山形県告示第1055号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------|-----------------------------|---------|------------|
| 有限会社アドバンビル     | 居宅介護支援センター 日和<br>新庄市本町4番33号 | 居宅介護支援  | 平成24.10.30 |

## 山形県告示第1056号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|-----------------------------|----------|------------|
| 有限会社アドバンビル           | ホームヘルプサービス 日和<br>新庄市本町4番33号 | 介護予防訪問介護 | 平成24.10.30 |
| 有限会社アドバンビル           | デイサロン 日和<br>新庄市本町4番33号      | 介護予防通所介護 | 同          |

## 山形県告示第1057号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|-----|-----------|
| 特定非営利活動法人ライムハウス<br>最上郡鮭川村大字石名坂595番地 | ライムハウス（来夢家）<br>最上郡鮭川村大字石名坂595番地 | 就労継続支援（B型）  | 14名 | 平成24.11.1 |

## 山形県告示第1058号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ライムハウス<br>最上郡鮭川村大字石名坂595番地 | ライムハウス（来夢家）<br>最上郡鮭川村大字石名坂595番地 | 就労移行支援      | 平成24.11.1 |

## 山形県告示第1059号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉村美栄子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------|-------------|
| 特定非営利活動法人地域福祉共生会<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | 放課後等デイサービスあおいそら<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | 放課後等デイサービス | 平成24. 11. 1 |

**山形県告示第1060号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 特定非営利活動法人地域福祉共生会<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | デイケアサポート青い帽子<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | 生活介護        | 20名 | 平成24. 11. 1 |

**山形県告示第1061号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人地域福祉共生会<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | ショートステイあおいうみ<br>米沢市林泉寺二丁目10番21号 | 短期入所        | 平成24. 11. 1 |

**山形県告示第1062号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長池田京子から、争議行為を行うことについて、平成24年10月26日次のとおり通知があった。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成24年11月16日午前8時30分から午前9時30分まで
- 3 場 所  
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
日本海総合病院  
酒田市あきほ町30番地
- 4 概 要  
救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

**山形県告示第1063号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成24年10月25日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1064号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
伊佐沢土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
平成24年10月25日
- 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第1065号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 佐 藤 良     | 酒田市大野新田字村南164番地  |
| 同        | 富 樫 善 弘   | 同 漆曾根字四合田184番地   |
| 同        | 伊 藤 幹 雄   | 同 砂越字上川原441番地    |
| 同        | 那 須 博 義   | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地 |
| 同        | 平 向 徳 正   | 酒田市臼ヶ沢字池田通90番地   |
| 同        | 杉 山 春 夫   | 同 鶴田字寺の越18番地     |
| 監 事      | 齋 藤 久 太 郎 | 同 山谷字山ヶ沢13番地     |

|   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 同 | 阿 部 甚 一 | 飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22番地 |
|---|---------|-------------------|

**山形県告示第1066号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 佐 藤 良     | 酒田市大野新田字村南164番地   |
| 同        | 伊 藤 幹 雄   | 同 砂越字上川原441番地     |
| 同        | 富 樫 善 弘   | 同 漆曾根字四合田184番地    |
| 同        | 杉 山 春 夫   | 同 鶴田字寺の越18番地      |
| 同        | 那 須 博 義   | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地  |
| 同        | 平 向 徳 正   | 酒田市白ヶ沢字池田通90番地    |
| 監 事      | 齋 藤 久 太 郎 | 同 山谷字山ヶ沢13番地      |
| 同        | 阿 部 甚 一   | 飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22番地 |

**山形県告示第1067号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市旅籠町三丁目377番から  
同 六日町181番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

**山形県告示第1068号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市薬師町二丁目1734番19から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

## 山形県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 西村山郡西川町大字大井沢字高野853番2から<br>同 856番まで | 旧    | 9.0メートル<br>} 7.1  | メートル<br>112 |
| 同 上                                | 新    | 24.0メートル<br>} 7.2 | 同 上         |

## 山形県告示第1070号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成24年11月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字高野853番2から  
同 856番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年11月9日

## 山形県告示第1071号

次の開発行為は、完了した。

平成24年11月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成23年7月30日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西村山郡西川町大字海味字ヒデリ田160番5、164番1、165番4、168番1、177番、164番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 西村山郡西川町大字海味150番地  
ケーシースチール株式会社

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月9日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

## 山形県教育委員会規則第10号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

|       |      |     |   |      |      |    |
|-------|------|-----|---|------|------|----|
| 別表第1中 | 果樹園芸 | 200 | を | 果樹園芸 | 200  | に、 |
|       | 機械   | 40  |   | 機械   | 募集停止 |    |
|       | 電子機械 | 40  |   | 電子機械 | 40   |    |
|       | 情報技術 | 40  |   | 情報技術 | 40   |    |
|       | 土木   | 40  |   | 土木   | 募集停止 |    |

|   |        |    |  |     |  |  |  |   |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|
| 同 | 左沢高等学校 | 普通 |  | 120 |  |  |  | を |
|---|--------|----|--|-----|--|--|--|---|

|   |        |          |  |             |  |  |  |    |
|---|--------|----------|--|-------------|--|--|--|----|
| 同 | 左沢高等学校 | 普通<br>総合 |  | 募集停止<br>120 |  |  |  | に、 |
|---|--------|----------|--|-------------|--|--|--|----|

|   |         |    |  |    |  |  |  |   |
|---|---------|----|--|----|--|--|--|---|
| 同 | 真室川高等学校 | 普通 |  | 80 |  |  |  | を |
|---|---------|----|--|----|--|--|--|---|

|   |         |    |  |    |  |  |  |    |
|---|---------|----|--|----|--|--|--|----|
| 同 | 真室川高等学校 | 普通 |  | 40 |  |  |  | に、 |
|---|---------|----|--|----|--|--|--|----|

|    |      |    |   |      |      |      |    |
|----|------|----|---|------|------|------|----|
| 農業 | 生物生産 | 40 | を | 農業   | 生物生産 | 40   | に、 |
|    | 園芸活用 | 40 |   | 園芸活用 | 募集停止 |      |    |
|    | 環境緑地 | 40 |   | 環境緑地 | 募集停止 |      |    |
|    | 農業   | 40 |   | 園芸福祉 | 40   |      |    |
|    |      |    |   | 農業   | 食料環境 | 40   |    |
|    |      |    |   | 農業   | 農業   | 募集停止 |    |

|    |            |    |   |          |              |            |    |
|----|------------|----|---|----------|--------------|------------|----|
| 工業 | 機械シス<br>テム | 40 | を | 工業       | 機械シス<br>テム   | 40         | に、 |
|    | 電子シス<br>テム | 40 |   |          | 電子シス<br>テム   | 40         |    |
|    | 環境シス<br>テム | 40 |   |          | 環境シス<br>テム   | 募集停止       |    |
|    | 福祉情報       | 40 |   |          | 福祉情報         | 募集停止       |    |
|    |            |    |   |          | 福祉生産<br>システム | 40         |    |
| 普通 |            | 80 |   | 普通<br>総合 |              | 募集停止<br>80 |    |

|   |         |    |  |     |  |  |  |   |
|---|---------|----|--|-----|--|--|--|---|
| 同 | 鶴岡北高等学校 | 普通 |  | 200 |  |  |  | を |
|---|---------|----|--|-----|--|--|--|---|

|   |         |    |  |     |  |  |  |    |
|---|---------|----|--|-----|--|--|--|----|
| 同 | 鶴岡北高等学校 | 普通 |  | 160 |  |  |  | に、 |
|---|---------|----|--|-----|--|--|--|----|

|      |      |   |      |      |    |    |
|------|------|---|------|------|----|----|
| 海洋技術 | 40   | を | 海洋技術 | 40   | に、 |    |
|      | 海洋環境 |   | 募集停止 | 海洋資源 |    | 40 |
|      | 海洋資源 |   | 40   |      |    |    |



|   |        |     |  |    |  |  |  |   |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|---|
| 同 | 遊佐高等学校 | 普 通 |  | 80 |  |  |  | を |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|---|

|   |        |     |  |    |  |  |  |       |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|-------|
| 同 | 遊佐高等学校 | 普 通 |  | 40 |  |  |  | に改める。 |
|---|--------|-----|--|----|--|--|--|-------|

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**正 誤**

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                               | 正                                       |
|-------------|------------|------|----|---------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成24. 8. 24 | 第2371号     | 1006 | 18 | 第2条 この規程において「林業者」とは、次に掲げるものをいう。 | (定義)<br>第2条 この規程において「林業者」とは、次に掲げるものをいう。 |

平成24年11月9日印刷  
平成24年11月9日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056